

おくやみハンドブック

～死亡届提出に伴う手続きのご案内～

「おくやみ窓口」をご利用ください。

市役所内の手続きを各課に移動することなく1か所の窓口で行うことができます。
予約時にお聞きする情報から必要書類を整えるため、手続きの時間も短くなります。

※「おくやみ窓口」を利用せず、各課の窓口で手続きすることもできます。

ご利用は予約制です。

予約電話 0562-36-2648

- ・受付時間は午前9時00分から午後4時00分までです。(土日祝日、年末年始を除く)
- ・希望日の4開庁日前までに予約してください。

※原則、第1・第3月曜日の午前、第2火曜日の午後は「おくやみ窓口」をご利用できません。

知多市ホームページまたは「知多市公式LINEのメニュー」からも予約申請できます。

LINEで予約する場合は、右のQRコードを読み取り
お友だち登録をして申請してください。



▲LINE 予約用 QR コード

ご利用時間

- ① 9:00～10:30
- ② 10:30～12:00
- ③ 13:00～14:30
- ④ 14:30～16:00

場所

知多市役所1階 第1相談室
25ページの庁舎案内図をご覧ください

注意事項

1ページの主な持ち物を必ずご確認ください。
手続き内容によっては、各課の窓口に移動していただくことがあります。

知多市

令和7年5月版

もくじ

1	手続きに必要なとなる主な持ち物	・・・	1
2	市役所での手続きチェックリスト	・・・	2
3	具体的な手続き		
	住民登録に関する手続き	・・・	4
	税に関する手続き	・・・	5
	介護保険に関する手続き	・・・	6
	高齢者に関する手続き	・・・	6
	医療保険に関する手続き	・・・	7
	年金に関する手続き	・・・	9
	福祉（障がい）に関する手続き	・・・	10
	子どもに関する手続き	・・・	12
	市営住宅に関する手続き	・・・	14
	水道・下水道に関する手続き	・・・	15
	その他の手続き	・・・	16
	知多市土地改良区からのご案内		
4	名古屋法務局からのお知らせ	・・・	18
5	戸籍謄本や住民票の写し等の交付について	・・・	20
	戸籍謄抄本等の郵送依頼書		
	委任状		
6	庁舎案内図	・・・	25

1 手続きに必要なとなる主な持ち物

亡くなられた方に関するもの ※該当するものがあればお持ちください。

(紛失等により該当する証書等がない場合は、窓口でお申し出ください)

- ☐ 住民基本台帳カード、印鑑登録証【P4】
- ☐ 基礎年金番号が確認できるもの(年金手帳、年金証書等)【P9】
- ☐ 国民健康保険被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ または
後期高齢者医療被保険者証または資格確認書【P7. P8】
- ☐ 介護保険被保険者証(65歳以上の方または介護認定を受けていた方)【P6】
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
【10. P11】
- ☐ 障害福祉サービス受給者証、移動支援事業等受給者証【P11】
- ☐ 後期高齢者福祉医療費受給者証、障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給
者証、母子家庭等医療費受給者証、子ども医療費受給者証【P8】
- ☐ 福祉タクシー券【P6. P10. P11】

ご遺族・来庁される方に関するもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
官公署が発行した顔写真付きの証明書(マイナンバーカード、免許証等) 1点
顔写真付きのものがない場合は、官公署が発行した証明書など 2点
- ☐ 預貯金通帳(相続人代表と喪主名義のもの)
(口座情報(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人)がわかるもの)
- ☐ 税金の引落としなどの口座を変更する場合は預貯金通帳と通帳印
- ☐ 葬祭を行ったことを証明する書類(会葬礼状、葬儀の領収書等)
(亡くなった方が国民健康保険または後期高齢者医療に加入されていた場合)

その他の持ち物について

死亡届提出後に必要となる手続きは、個人ごとに異なります。

上記の持ち物以外でも手続き内容によっては必要となるものがありますので、各
手続きの該当ページをご覧ください、必要に応じて担当課へお問い合わせください。

2 市役所での手続きチェックリスト

区分	対象者	✓	ページ	担当課
住民登録	3名以上の世帯の世帯主だった方	☐	4	市民窓口課 (1階②番)
	住民基本台帳カードを所持していた方	☐		
	印鑑登録をしていた方	☐		
税	市民税・県民税が課税されていた方	☐	5	税務課 (1階④番)
	軽自動車税が課税されていた方	☐		
	国民健康保険税が課税されていた方	☐		
	固定資産を所有していた方・管理していた方	☐		
介護	65歳以上または介護認定を受けていた方	☐	6	長寿課 (1階⑫番)
高齢者	緊急通報装置を貸与されていた方	☐		
	各種高齢者福祉サービスを利用していた方	☐		
医療保険	国民健康保険の被保険者だった方	☐	7	保険医療課 (1階⑬番)
	世帯主だった方（同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合）	☐		
	国民健康保険の被保険者だった方	☐		
	国民健康保険の被保険者（うち死産等をされた方）	☐		
	後期高齢者医療の被保険者だった方	☐	8	
	福祉医療を受給していた方	☐		
年金	年金を受給していた方、または加入していたが未受給の方	☐	9	農業委員会 (2階⑭番)
	農業者年金を受給していた方、または加入していたが未受給の方	☐		
福祉（障がい）	身体障害者手帳を所持していた方	☐	10	福祉課 (1階⑪番)
	療育手帳を所持していた方	☐		
	精神障害者保健福祉手帳を所持していた方	☐	11	
	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）を利用していた方	☐		
	障害福祉サービスを利用していた方	☐		
	移動支援事業等を利用していた方	☐		

区分	対象者	✓	ページ	担当課
子ども	児童手当受給者の方	☐	1 2	子ども若者支援課 (1階⑭番)
	児童手当支給対象児童の方	☐		
	児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当受給者の方	☐		
	児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当支給対象児童の方	☐		
	児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当受給者の同居の親族の方	☐	1 3	幼児保育課 (1階⑮番)
	児童発達支援通所受給者証の通所給付決定保護者の方	☐		
	児童発達支援通所受給者証の通所給付決定児童の方	☐		
	児童発達支援通所受給者証の通所給付決定保護者の同一世帯の方	☐		
	保育園等の園児	☐	1 4	都市計画課 (2階⑳番)
	保育園等の園児の保護者または同居する祖父母	☐		
市営住宅	市営住宅の名義人だった方	☐	1 4	都市計画課 (2階⑳番)
	市営住宅に住んでいた方（名義人を除く）	☐		
	市営住宅に住んでいた方（名義人の死亡による退去）	☐		
水道・下水道	水道の権利所有者、使用名義人だった方	☐	1 5	水道課 (2階㉑番)
	水道料金・下水道使用料の引落口座を登録されていた方	☐		下水道課 (2階㉒番)
	井戸水等を利用していた方	☐		
	下水道事業受益者負担金を納付中・徴収猶予の方	☐		
	水洗便所改造資金貸付金を償還中の方	☐	1 6	環境政策課 (2階㉓番)
その他	し尿くみ取りを利用していた方	☐		
	犬を飼っていた方	☐		
	知多墓園を利用している方	☐		
	相続等により農地を取得された方	☐	1 7	農業委員会 (2階㉔番)
	農地を賃借している方	☐		緑と花の推進課 (2階㉕番)
	相続等により森林(地域森林計画の対象となる森林)を取得された方	☐		

3 具体的な手続き

【住民登録に関する手続き】

3名以上の世帯の世帯主だった方

手続き・必要なもの	届出人
○世帯主の変更 本人確認書類	同一世帯の方または委任を受けた方
	問合せ
	市民窓口課 TEL 0562-36-2646
	期 限
	早めの手続きをお願いします。

住民基本台帳カードを所持していた方

手続き・必要なもの	届出人
○住民基本台帳カードの返納 住民基本台帳カード	どなたでも
	問合せ
	市民窓口課 TEL 0562-36-2646
	期 限
	—

印鑑登録をしていた方

手続き・必要なもの	届出人
○印鑑登録証の返納 印鑑登録証	どなたでも
	問合せ
	市民窓口課 TEL 0562-36-2646
	期 限
	—

☆マイナンバーカードは返納する必要はありません。

相続や納税、死亡保険金の支払い等の手続きで個人番号（マイナンバー）の提示が求められる場合がありますので、お手元に保管しておいてください。

※亡くなられた方のマイナンバーカードや通知カードをお持ちでない場合、その方のマイナンバーを知ることはできません。

【税に関する手続き】

市民税・県民税が課税されていた方

手続き・必要なもの	届出人
○市民税・県民税の減免申請等（該当の方） 該当するか等については、税務課にお問い合わせください。	親族または代理人
	問合せ
	税務課（市民税） TEL 0562-36-2633
	期 限 「死亡日以後最初に到来する納期限」と「死亡日から30日を経過した日」とのいずれか遅い日まで

軽自動車税が課税されていた方

手続き・必要なもの	届出人
○名義変更もしくは廃車の手続き ・市役所で手続きができるのは 125 cc以下の原動機付自転車と小型特殊自動車です。届出人の本人確認書類が必要です。 ・それ以外の車両は以下のとおりです。 ・軽自動車三輪及び四輪 ⇒ 軽自動車検査協会 ・軽自動車二輪及び二輪の小型自動車 ⇒ 国土交通省中部運輸局	親族または代理人
	問合せ
	税務課（諸税） TEL 0562-36-2634
	期 限 早めの手続きをお願いします。課税基準日の4月1日を過ぎると、使用しなくても課税されます。

国民健康保険税が課税されていた方

手続き・必要なもの	届出人
○還付口座及び通知送付先の設定 国民健康保険に加入されていた方（もしくは世帯主）が亡くなったことで、保険税が再計算され、場合によっては、支払い過ぎによる還付や通知の送付先の設定が必要となります。 還付を受ける口座情報がわかるもの及び届出人の本人確認書類が必要です。	親族または代理人
	問合せ
	税務課（諸税） TEL 0562-36-2634
	期 限 早めの手続きをお願いします。

固定資産を所有していた方・管理していた方

手続き・必要なもの	届出人
○固定資産税関係手続き 該当するか等については、税務課にお問い合わせください。 なお、固定資産税・都市計画税納税通知書・課税明細書をお持ちの方はご用意ください。	親族または代理人
	問合せ
	税務課 （土地・償却） TEL 0562-36-2635 （家屋） TEL 0562-36-2636
	期 限 早めの手続きをお願いします。

【介護保険に関する手続き】

65歳以上または介護認定を受けていた方

手続き・必要なもの	届出人
○介護保険被保険者証等の返却 介護保険被保険者証 介護保険負担割合証（＊） 介護保険負担限度額認定証（＊） （＊）お持ちの方のみ	親族または代理人
○介護保険料還付先口座の登録 相続人代表の方の口座情報がわかるもの	問合せ 長寿課 TEL 0562-36-2652
○介護保険関係書類の送付先変更届の記入 （亡くなられた方の住所以外に書類を送付希望の方）	期 限 —

【高齢者に関する手続き】

緊急通報装置を貸与されていた方

手続き・必要なもの	届出人
○緊急通報装置の返却 緊急通報装置	親族または代理人
	問合せ 長寿課 TEL 0562-36-2652
	期 限 —

各種高齢者福祉サービスを利用していた方

手続き・必要なもの	届出人
○各種廃止届の記入 （※福祉タクシー料金助成券、理髪サービス券、家族介護用品購入券の支給を受けていた方は、未使用の券を返却してください。）	親族または代理人
	問合せ 長寿課 TEL 0562-36-2652
	期 限 —

【医療保険に関する手続き】

国民健康保険の被保険者だった方

手続き・必要なもの	届出人
○国民健康保険 資格喪失届	親族または代理人
・亡くなった方のもの 被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ 高齢受給者証（お持ちの方のみ） 限度額適用認定証（お持ちの方のみ）	問合せ 保険医療課 TEL 0562-36-2653
・届出人のもの 本人確認書類（顔写真のない場合は、被保険者証や預貯金通帳等の2点で確認します）	期 限 14日以内

世帯主だった方（同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合）

手続き・必要なもの	届出人
○国民健康保険 世帯主変更届 （国保加入世帯の世帯主が死亡した場合）	親族または代理人
・国民健康保険加入者全員のもの 被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ 高齢受給者証（お持ちの方のみ） 限度額適用認定証（お持ちの方のみ）	問合せ 保険医療課 TEL 0562-36-2653
・届出人のもの 本人確認書類（顔写真のない場合は、被保険者証や預貯金通帳等の2点で確認します）	期 限 14日以内

国民健康保険の被保険者だった方

手続き・必要なもの	届出人
○国民健康保険 葬祭費支給申請	親族または代理人
・亡くなった方のもの 被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ	問合せ 保険医療課 TEL 0562-36-2653
・葬祭を行った方（喪主）のもの 葬祭を行った方（喪主）の口座情報がわかるもの 葬祭を行ったことを証明する書類 （会葬礼状、葬儀の領収書等亡くなった方と葬祭を行った方（喪主）の氏名がわかるもの）	期 限 2年以内

国民健康保険の被保険者（うち死産等をされた方）

手続き・必要なもの	届出人
○国民健康保険 出産育児一時金支給申請（死産のとき）	同一世帯の方
被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ （出産した方のもの） 出産した医療機関の領収書 直接支払制度利用の申出書 口座情報がわかるもの 死産証明書、埋火葬許可証、母子手帳のいずれか	問合せ 保険医療課 TEL 0562-36-2653
	期 限 2年以内

後期高齢者医療の被保険者だった方

手続き・必要なもの	届出人
○後期高齢者医療 葬祭費支給申請 ・亡くなった方のもの 被保険者証、または資格確認書 ・葬祭を行った方（喪主）のもの 葬祭を行った方（喪主）の口座情報がわかるもの 葬祭を行ったことを証明する書類 （会葬礼状、葬儀の領収書等） ○後期高齢者医療 送付先変更申請、各種支給申請等 ・亡くなった方のもの 被保険者証、または資格確認書 限度額適用認定証（お持ちの方のみ） ・相続人のもの 口座情報がわかるもの ・届出人のもの 本人確認書類（顔写真のない場合は、被保険者証や預貯金通帳等の2点で確認します）	親族または代理人
	問合せ
	保険医療課 TEL 0562-36-2654
	期 限
	2年以内

福祉医療を受給していた方

手続き・必要なもの	届出人
○後期高齢者福祉医療、障害者医療、精神障害者医療、母子家庭等医療、子ども医療 資格喪失届 亡くなった方の医療費受給者証	親族または代理人
	問合せ
	保険医療課 TEL 0562-36-2654
	期 限
	—

【年金に関する手続き】

年金を受給していた方、または加入していたが未受給の方

手続き・必要なもの	届出人
○お亡くなりに伴う年金の手続き 亡くなった方の年金証書等、基礎年金番号がわかるもの ※届出先は、半田年金事務所（半田市西新町1番地の1）になる場合があります。 ※年金を受給していない方でも請求できる場合があります。	親族または代理人
	問合せ
	保険医療課 TEL 0562-36-2655
	期 限
	—

農業者年金を受給していた方、または加入していたが未受給の方

手続き・必要なもの	届出人
○農業者年金死亡関係届出 農業者年金被保険者証（未受給の方） 農業者年金証書（受給されていた方） 死亡日、届出人との続柄の確認ができる戸籍謄本等 ※届出先は、J Aあいち知多 知多支店（知多市八幡字東水代37番地の2）です。	3親等内の親族
	問合せ
	農業委員会事務局 TEL 0562-36-2683 J Aあいち知多 知多支店 TEL 0562-32-1101
	期 限
	死亡日から10日以内

【福祉（障がい）に関する手続き】

身体障害者手帳を所持していた方

手続き・必要なもの	届出人
○身体障害者手帳の返還 身体障害者手帳 個人番号のわかるもの（マイナンバーカード又は通知カード等）	親族または代理人
○知多市障害者福祉手当受給資格の喪失届 手当未支払い分の受取人の方の口座情報がわかるもの （原則、同居人に限る。）	問合せ 福祉課 TEL 0562-36-2650
○特別障害者手当又は障害児福祉手当受給資格の喪失届（該当の方） 手当未支払い分の受取人の方の口座情報がわかるもの （原則、同居人に限る。）	期 限
○在宅重度障害者手当受給資格の喪失届（該当の方） 手当未支払い分の受取人の方の口座情報がわかるもの （原則、同居人に限る。）	
○福祉タクシー等料金助成利用券の返還（該当の方） 未使用の福祉タクシー等料金助成利用券	—
○障害者割引 ETC 利用登録の削除（該当の方） 登録結果のご案内 （※有料道路 ETC 割引登録係から送付されているもの）	
○放送受信料免除事由の消滅届（該当の方） 印鑑（※放送受信料免除の申請時に押印したもの）	

療育手帳を所持していた方

手続き・必要なもの	届出人
○療育手帳の返還 療育手帳	親族または代理人
○知多市障害者福祉手当受給資格の喪失届 手当未支払い分の受取人の方の口座情報がわかるもの （原則、同居人に限る。）	問合せ 福祉課 TEL 0562-36-2650
○特別障害者手当又は障害児福祉手当受給資格の喪失届（該当の方） 手当未支払い分の受取人の方の口座情報がわかるもの （原則、同居人に限る。）	期 限
○在宅重度障害者手当受給資格の喪失届（該当の方） 手当未支払い分の受取人の方の口座情報がわかるもの （原則、同居人に限る。）	
○福祉タクシー等料金助成利用券の返還（該当の方） 未使用の福祉タクシー等料金助成利用券	—
○障害者割引 ETC 利用登録の削除（該当の方） 登録結果のご案内 （※有料道路 ETC 割引登録係から送付されているもの）	
○放送受信料免除事由の消滅届（該当の方） 印鑑（※放送受信料免除の申請時に押印したもの）	

精神障害者保健福祉手帳を所持していた方

手続き・必要なもの	届出人
○精神障害者保健福祉手帳の返還 精神障害者保健福祉手帳	親族または代理人
○知多市障害者福祉手当受給資格の喪失届 手当未支払い分の受取人の方の口座情報がわかるもの (原則、同居人に限る。)	問合せ 福祉課 TEL 0562-36-2650
○特別障害者手当又は障害児福祉手当受給資格の喪失届(該当の方) 手当未支払い分の受取人の方の口座情報がわかるもの (原則、同居人に限る。)	期 限
○福祉タクシー等料金助成利用券の返還(該当の方) 未使用の福祉タクシー等料金助成利用券	—
○放送受信料免除事由の消滅届(該当の方) 印鑑(※放送受信料免除の申請時に押印したもの)	—

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)を利用していた方

手続き・必要なもの	届出人
○自立支援医療受給者証の返納 自立支援医療受給者証	親族または代理人
	問合せ 福祉課 TEL 0562-36-2650
	期 限
	—

障害福祉サービスを利用していた方

手続き・必要なもの	届出人
○障害福祉サービス受給者証の返納 障害福祉サービス受給者証	親族または代理人
	問合せ 福祉課 TEL 0562-36-2650
	期 限
	—

移動支援事業等を利用していた方

手続き・必要なもの	届出人
○移動支援事業等受給者証の返納 移動支援事業等受給者証	親族または代理人
	問合せ 福祉課 TEL 0562-36-2650
	期 限
	—

【子どもに関する手続き】

児童手当受給者の方

手続き・必要なもの	届出人
○児童手当受給者の変更 支給対象児童名義の口座情報がわかるもの 児童の養育者の健康保険証 児童の養育者名義の口座情報がわかるもの 児童の養育者の個人番号のわかるもの ※新たに児童手当の受給者となる方が、児童の父母でない場合は他に提出書類が必要になります。 ※公務員の方は所属庁での手続きが必要です。	支給対象児童の養育者
	問合せ
	子ども若者支援課 TEL 0562-36-2656
	期 限
	死亡日の当月中（死亡日が月末に近い場合、死亡日の翌日から15日以内）

児童手当支給対象児童の方

手続き・必要なもの	届出人
○児童手当の減額又は取消 持ち物は必要ありません。	支給対象児童の養育者
	問合せ
	子ども若者支援課 TEL 0562-36-2656
	期 限
	—

児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当受給者の方

手続き・必要なもの	届出人
○児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当の資格喪失 支給対象児童名義の口座情報がわかるもの ※死亡した受給者に代わり新たに支給対象児童を養育し、児童扶養手当等の申請をする場合は、申請者の状況により必要な持ち物が異なるため事前にお問合せください。	支給対象児童の養育者
	問合せ
	子ども若者支援課 TEL 0562-36-2656
	期 限
	—（新たに手当を申請する場合は申請月の翌月分から支給）

児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当支給対象児童の方

手続き・必要なもの	届出人
○児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当の減額又は取消 持ち物は必要ありません。	手当の受給者
	問合せ
	子ども若者支援課 TEL 0562-36-2656
	期 限
	—

児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当受給者の同居の親族の方

手続き・必要なもの	届出人
○児童扶養手当、遺児手当、特別児童扶養手当の額改定 持ち物は必要ありません。 ※亡くなられた方の所得により手当が支給停止していた場合、申請により手当を受給できる場合があります。	手当の受給者
	問合せ
	子ども若者支援課 TEL 0562-36-2656
	期 限
	—

児童発達支援通所受給者証の通所給付決定保護者の方

手続き・必要なもの	届出人
○児童発達支援通所受給者証の変更 児童発達支援通所受給者証 ※新たに通所給付決定保護者となる方が、児童の父母でない場合は他に提出書類が必要になる場合があります。	通所給付決定児童の養育者
	問合せ
	子ども若者支援課 TEL 0562-36-2656
	期 限
	死亡月の翌月末

児童発達支援通所受給者証の通所給付決定児童の方

手続き・必要なもの	届出人
○児童発達支援通所受給者証の返却 児童発達支援通所受給者証	通所給付決定保護者
	問合せ
	子ども若者支援課 TEL 0562-36-2656
	期 限
	—

児童発達支援通所受給者証の通所給付決定保護者の同一世帯の方

手続き・必要なもの	届出人
○児童発達支援通所受給者証の変更 児童発達支援通所受給者証 ※亡くなられた方の所得によっては、負担上限月額が変更になる場合があります。	通所給付決定保護者
	問合せ
	子ども若者支援課 TEL 0562-36-2656
	期 限
	死亡月の翌月末

保育園等（保育園・認定こども園・小規模保育事業所）の園児

手続き・必要なもの	届出人
○施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定の取下げ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証 ○保育所等退所の届出 ※私立幼稚園に在園の方は、園にお問い合わせください。	親族または代理人
	問合せ
	幼児保育課 TEL 0562-36-2659
	期 限
	死亡月の月末

保育園等（保育園・認定こども園・小規模保育事業所）の園児の保護者または同居する祖父母等

手続き・必要なもの	届出人
○施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定の変更申請 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証 ○世帯構成の変更に伴う保育料等の更正申請	親族または代理人
	問合せ
	幼児保育課 TEL 0562-36-2659
	期 限
	—

【市営住宅に関する手続き】

市営住宅の名義人だった方

手続き・必要なもの	届出人
○市営住宅名義人の変更（承継） 名義人の死亡が確認できるもの （住民票の除票、死亡診断書の写し等） ※入居資格審査のうえ、承継が認められない場合がありますので、書類等を取得する前に都市計画課へお問い合わせください。	親族または代理人
	問合せ
	都市計画課 TEL 0562-36-2669
	期 限
	—

市営住宅に住んでいた方（名義人を除く）

手続き・必要なもの	届出人
○市営住宅同居人の異動 亡くなられた方の住民票の除票	名義人または代理人
	問合せ
	都市計画課 TEL 0562-36-2669
	期 限
	—

市営住宅に住んでいた方（名義人の死亡による退去）

手続き・必要なもの	届出人
○市営住宅名義人の死亡に伴う退去 敷金保管証書 相続人代表者指定届 相続人代表の方の口座情報がわかるもの	相続人または代理人
	問合せ
	都市計画課 TEL 0562-36-2669
	期 限
	—

【水道・下水道に関する手続き】

水道の権利所有者、使用名義人だった方

手続き・必要なもの	届出人
○所有者変更、使用者変更 持ち物は必要ありません。	親族または代理人
※名義が分からない方は、水道課で確認できます。	問合せ
	水道課 TEL 0562-36-2676
	期 限
	—

水道料金・下水道使用料の引落口座を登録されていた方

手続き・必要なもの	届出人
○口座振替依頼 新しい引落口座の口座情報がわかるもの・通帳印	親族または代理人
※納付書での支払いに変更する場合は、持ち物は必要ありません。	問合せ
	水道課 TEL 0562-36-2676
	期 限
	—

井戸水等を利用していた方

手続き・必要なもの	届出人
○水道水以外の水の使用（変更）申告書の提出 ※水道課でも提出できます。	親族または代理人等
※下水道課所在地 〒478-0045 知多市南浜町25番地	問合せ
	下水道課（南部浄化センター内） TEL 0562-55-9591
	期 限
	—

下水道事業受益者負担金を納付中・徴収猶予の方

手続き・必要なもの	届出人
○下水道事業受益者異動申告書の提出（該当の方）	親族または代理人等
○知多市税・料金口座振替依頼書の提出（該当の方） 相続人代表の方の口座情報がわかるもの・通帳印 ※納付中の負担金があり、口座振替を希望される場合	問合せ
	下水道課（南部浄化センター内） TEL 0562-55-9591
	期 限
	—

水洗便所改造資金貸付金を償還中の方

手続き・必要なもの	届出人
○知多市税・料金口座振替依頼書の提出（該当の方） 相続人代表の方の口座情報がわかるもの・通帳印 ※毎月引落しの口座振替を希望される場合	親族または代理人等
	問合せ
	下水道課（南部浄化センター内） TEL 0562-55-9591
	期 限
	—

【その他の手続き】

し尿くみ取りを利用していた方

手続き・必要なもの	届出人
○名義変更 残りの確認券 【口座引落しを希望の方のみ】 引落口座の口座情報がわかるもの・通帳印	親族または代理人
	問合せ
	環境政策課 TEL 0562-36-2661
	期 限
○廃止 残りの確認券	-

犬を飼っていた方

手続き・必要なもの	届出人
○登録変更（飼い主の変更） 愛犬カード（愛犬手帳）	親族または代理人
	問合せ
	環境政策課 TEL 0562-36-2661
	期 限
	-

知多墓園を利用していた方

手続き・必要なもの	届出人
○利用者承継 知多墓園利用許可証 承継者の戸籍謄本等、関係の分かる書類（写し可） 承継者の住民票（本籍記載のあるもの） 引落口座の口座情報がわかるもの・通帳印 手数料（300円）	親族または代理人
	問合せ
	環境政策課 TEL 0562-36-2661
	期 限
○埋蔵 知多墓園利用許可証 火葬許可証（火葬執行済み証明のあるもの）	-

相続等により農地を取得された方

手続き・必要なもの	届出人
○農地法第3条の3の規定による届出 相続登記後の土地登記事項証明書の写し ※相続登記の完了後、農業委員会事務局に提出してください。 ※取得された農地により、 愛知用水土地改良区（半田市：0569-21-2198）や 知多市土地改良区（0562-22-2987）に届出が必要となる場合があります。	農地取得者
	問合せ
	農業委員会事務局 TEL 0562-36-2683
	期 限
	—

農地を貸借している方

手続き・必要なもの	届出人
※遺産分割の決定後、農業委員会事務局にお問い合わせください。	遺族
	問合せ
	農業委員会事務局 TEL 0562-36-2683
	期 限
	—

相続等により森林（地域森林計画の対象となる森林）を取得された方

手続き・必要なもの	届出人
○森林の土地の所有者届出書の提出 （添付書類） ・当該土地の位置を示す地図 ・当該土地の登記事項証明書または土地売買契約書、遺産分割協議書など権利を取得したことが分かる書類（写し）	新たに森林の所有者となった人
	問合せ
	緑と花の推進課 TEL 0562-36-2673
	期 限
	所有者となった日から90日以内。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出をすること。

知多市土地改良区からのご案内

知多市土地改良区（東部まちづくりセンター）

TEL 0562-22-2987

○組合員資格等変更届（組合員資格得喪の通知書）の提出について

相続により農地を取得された場合、その農地の全部または一部が知多市土地改良区の地区内の農地（※）であれば、土地改良法第43条第1項の規定により、「組合員資格等変更届（組合員資格得喪の通知書）」を当土地改良区事務局に提出していただく必要があります。

また、取得された農地が共有名義となる場合や、共有の代表者を変更する場合は、代表者を指定するために、別途「代表者の選任通知」を提出してください。

※該当する農地は知多市の八幡・岡田・大興寺・佐布里各地区で行われた県営ほ場整備事業により整備された農地であり、原則、その所有者が当土地改良区の組合員となっています。

取得された農地が該当するかわからない場合は、当土地改良区までお問い合わせください。

相続登記はお済みですか？



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から 相続登記が法律上の義務になりました

不動産に関するルールが大きく変わります！

令和5年4月から
段階的に実施

● 相続登記の申請義務化(令和6年4月1日から)

- ✓ 不動産を相続したことを知った日から3年以内の相続登記が義務になりました
- ✓ 令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象です

令和9年3月31日までに登記してください！



- ✓ 登録免許税が免税となる場合があります(令和9年3月31日まで)
- ✓ 正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料に科される可能性があります

● 相続人申告登記(令和6年4月1日から)

- ✓ 期限内(3年以内)に相続登記の申請をすることが難しい場合の手続が設けられました

相続登記の手続きについてご案内しています

予約制

● 名古屋法務局・愛知県司法書士会無料登記相談所(対面)

場所 本局不動産登記部門・春日井支局・津島支局

一宮支局・半田支局・刈谷支局

日時 名古屋法務局HPをご覧ください

司法書士に相談できます

名古屋法務局 無料登記相談所



↑予約方法はこちら↓

名古屋法務局手続案内



● 登記手続案内(対面・電話・ウェブ)

場所 本局不動産登記部門・支局・出張所

日時 平日9時～12時、13時～16時(閉庁日を除く)



✓ ご自身で申請書類を作成する方は登記手続案内をご予約ください

✓ ウェブ登記手続案内の予約は専用サイトで24時間受付中！

← 申請に必要な準備については

あらかじめこちらのページもご覧ください。詳しくは…

登記手続ハンドブック



〈お時間がない方やご自身で手続が難しい方は登記の専門家へ！〉

相続登記の申請や遺産分割協議が必要な場合方は司法書士に、相続した建物がそもそも登記されていない場合や相続をした土地を親族で分けてそれぞれの名義にしたいときは土地家屋調査士に相談することができます。



愛知県司法書士会



愛知県土地家屋調査士会

相続に関する制度のご紹介



相続した土地を手放すための制度が始まりました

● 相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日から）

相談は予約制です



重要!

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例)
- ・建物や障害物のある土地
 - ・土壌が汚染されている土地
 - ・権利などで争いのある土地 など

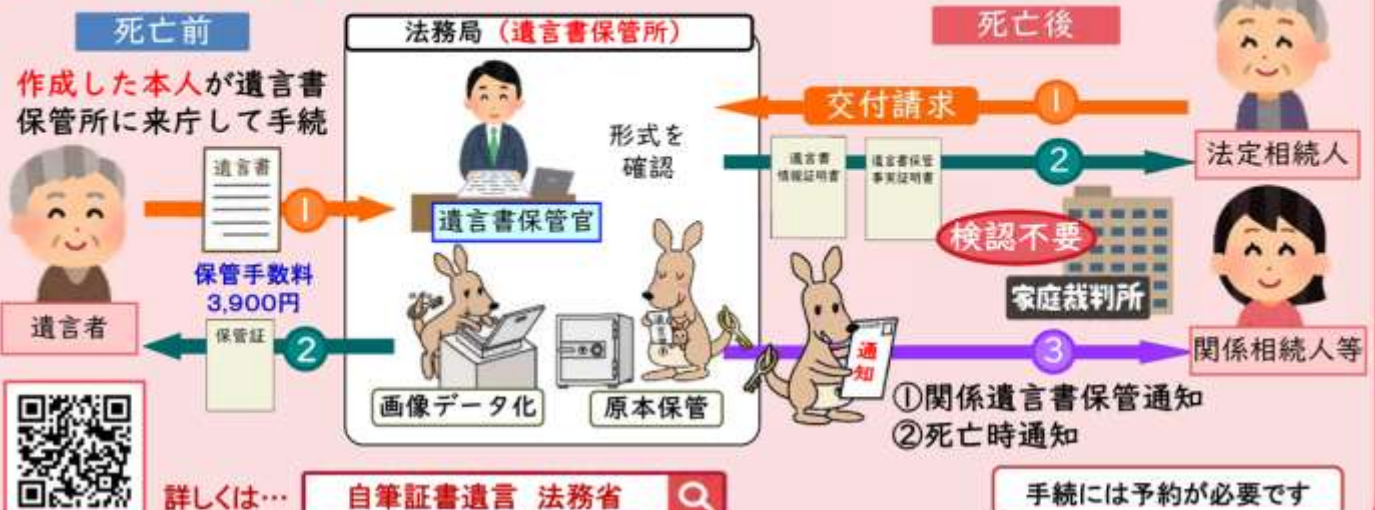
詳しくは…

相続土地国庫帰属制度



あなたが自筆で作成した遺言書を法務局で保管します

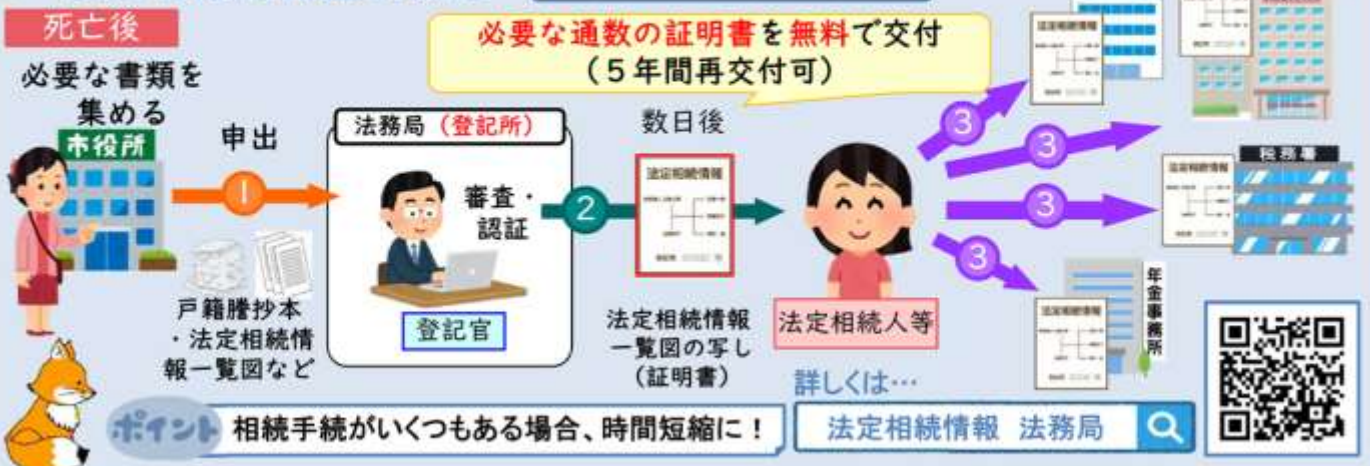
● 自筆証書遺言書保管制度



相続手続をより便利に！法定相続人の一覧図を証明します

● 法定相続情報証明制度

手続案内には予約が必要です



手続案内・相談・申請について予約制のものがありますので、事前に名古屋法務局ホームページでご確認ください。

5 戸籍謄本や住民票の写し等の交付について

市民窓口課では、各種相続手続き等に必要となる、戸籍謄本や住民票の写し等を発行しています。マイナンバーカードをお持ちであっても、改製原戸籍等、コンビニエンスストアでは発行できないものがありますのでご注意ください。

(1) 戸籍

出生から死亡までの間の、どの部分の戸籍が必要となるか、あらかじめ提出先にご確認ください。請求できるのは、亡くなられた方の配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）、正当な理由のある方です。請求できる方以外からの請求の請求には委任状が必要です。詳しくは知多市ホームページの「戸籍謄抄本等交付申請」ページをご覧ください。委任状は24ページの様式をご利用いただけますが、同一内容を満たす任意の様式でも構いません。

〈各証明書の手数料〉

証明書の種類	手数料	必要なもの
現戸籍 （謄本（全部事項証明）、抄本（個人事項証明））	1 通 4 5 0 円	本人確認書類 （委任状）
除籍 （謄本（全部事項証明）、抄本（個人事項証明））	1 通 7 5 0 円	
改製原戸籍（謄本・抄本）		
死亡届の記載事項証明書（届書の写し） 本籍が知多市の場合、届出からおおむね1 か月を超えると、 名古屋法務局半田支局への請求となります。	1 通 3 5 0 円	
附票（全部・一部証明）の写し	1 通 3 0 0 円	

※死亡届の写しは、法律による制限があり、原則として非公開ですが、特別な理由がある場合（法令で認められた使用目的）のみ、一定の利害関係人に対して公開されます。

遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金等の請求や、郵便局簡易保険の死亡保険金（郵便局の民営化前の契約で証書上の保険金額が100万円を超えるもの）を請求する場合に必要なため、これらが特別な理由に該当します。

※いずれの場合も、年金証書や簡易保険証書など、死亡者の氏名、証書内容がわかるものの提示が必要になります。

(2) 住民票

記載の必要な項目を、あらかじめ提出先にご確認ください。

〈各証明書の手数料〉

証明書の種類	手数料	必要なもの
住民票の写し	1通 300円	本人確認書類
住民票の除票の写し		
住民票記載事項証明		

戸籍証明書等の広域交付

本籍地以外の市区町村でも戸籍証明書等の請求ができます。
請求には条件がありますので、詳しくは市民窓口課にお問合せください。

郵送での請求

次のページの戸籍謄抄本等の郵送依頼書または任意の用紙に次の6点を記入してください。

- (1) 必要とする証明書の種類と通数
- (2) 証明してほしい方（請求に係る戸籍）の、正確な筆頭者および本籍地
- (3) 証明してほしい方(必要な方)の氏名
- (4) 戸籍を使う方（請求者）の氏名、住所および上記（2）との続柄
- (5) 請求する具体的な理由
- (6) 電話番号（日中連絡ができる連絡先をお願いします。）

※他人（第三者）の請求の場合は、請求理由を証明する資料の添付が必要です。申請書の記載や添付資料から請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めたり、追加の資料を求めることがあります。

※代理人の請求の場合は、委任者作成の委任状の添付が必要です。

返信用封筒

- (1) 必ず切手を貼り、請求者の住所・氏名を記入してください。
- (2) 送付先は請求者の住民登録地となります。
- (3) 切手の料金不足の場合、「不足料金受取人払い」で返送いたします。

手数料

- (1) 定額小為替証書（ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお求めください。）または現金書留をお願いします。
- (2) 手数料は請求される市区町村役場にお問い合わせください。

請求者の本人確認資料

請求者の本人確認できるもの（マイナンバーカード（★）、期限の切れていない住民基本台帳カード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証（★）等）のコピーを同封してください。（裏面に住所・氏名の変更の記載がある場合は、裏面もコピーしてください。）

（マイナンバー通知カードは本人確認資料としてお使いいただけません）

★マイナンバーカードのマイナンバー（個人番号）の他、健康保険証の写しを送付される場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号は写らないようにコピーするか、コピーした後に見えないようにマスキングしたうえで送りください。

戸籍謄抄本等の郵送依頼書

令和 年 月 日

(宛先) 市区町村長

下記の書類をお送りください。

必要な戸籍	本 籍				
	筆頭者氏名				
	氏 名				
必要な証明	戸籍謄本	通	戸籍記載事項証明	通	
	戸籍抄本	通	身分証明書	通	
	除籍謄本	通	戸籍の附票	通 表示が必要な事項の□にチェックしてください。 □本籍と筆頭者 □在外選挙人登録地 □不要	
	改製原戸籍謄本	通			
	その他 ()			通	
必要な戸籍と 請求者との関係	☐ 本人 ☐ 妻 ☐ 夫 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 上記以外でその戸籍に記載されている人 () ☐ その他 ()				
請求理由 (使用目的・提出先など)					
請 求 者	住 所	〒			
	氏 名				
	電話番号				
手数料／送料		戸籍手数料	円	送料（返信用切手）	円
その他連絡事項					

【同封いただくもの】

- ・手数料分の定額小為替証書（ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でご購入ください）
- ・返信用封筒（切手を貼付し、返送先をご記入ください）
- ・個人確認書類の写し（免許証、保険証等）

記入例

戸籍謄抄本等の郵送依頼書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 愛知県 知多 市区町村長

下記の書類をお送りください。

必要な戸籍	本 籍	愛知県知多市○△町三丁目○△□番地	
	筆頭者氏名	戸籍 太郎	
	氏 名	戸籍 太郎	
必要な証明	戸籍謄本	2 通	戸籍記載事項証明 通
	戸籍抄本	通	身分証明書 通
	除籍謄本	2 通	戸籍の附票 通 表示が必要な事項の□にチェックしてください。 □本籍と筆頭者 □在外選挙人登録地 □不要
	改製原戸籍謄本	2 通	
	その他 ()	通	
必要な戸籍と請求者との関係	☐ 本人 ☒ 妻 ☐ 夫 ☐ 上記以外でその戸籍に記載 ☐ その他 ()		
請求理由 (使用目的・提出先など)	相続の手続き 年金事務所、銀行		
請求者	住 所	〒000-0000 〇〇県××市△△△999番地	
	氏 名	戸籍 花子	
	電話番号	0000 (00) 0000	
手数料／送料	戸籍手数料	□, ○△□ 円	送料 (返信用切手) 円
その他連絡事項 出生から死亡までの戸籍		事前に本籍地に戸籍謄本等の 手数料を確認してください。	

【同封いただくもの】

- ・手数料分の定額小為替証書 (ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でご購入ください)
- ・返信用封筒 (切手を貼付し、返送先をご記入ください)
- ・個人確認書類の写し (免許証、保険証等)

※必ず委任者がすべての項目を自書し、原本を提出してください。死亡に関する手続き用

委 任 状

(宛先)知多市長

令和 年 月 日作成

委任者(頼む方)

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日

連絡先電話番号 _____

(亡くなられた方のお名前)

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)※代理人についても必ず委任者が記入してください。

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 委任者から見た続柄 _____

委任事項(委任する事項の□に✓を付してください)

☐世帯主変更に関する手続き

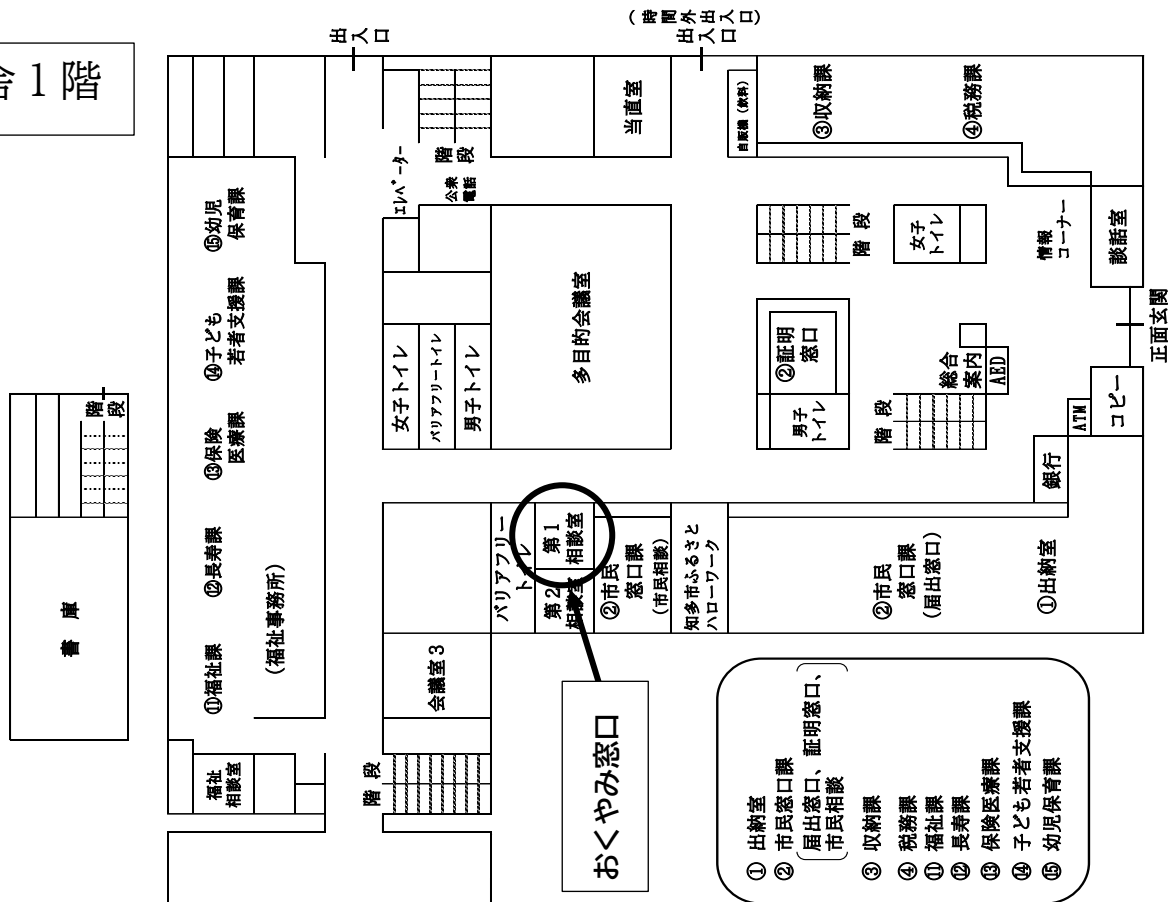
☐未支給年金または遺族年金等の請求及び相続手続きに必要な戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限

☐国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、障がい福祉、市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）に関する手続き

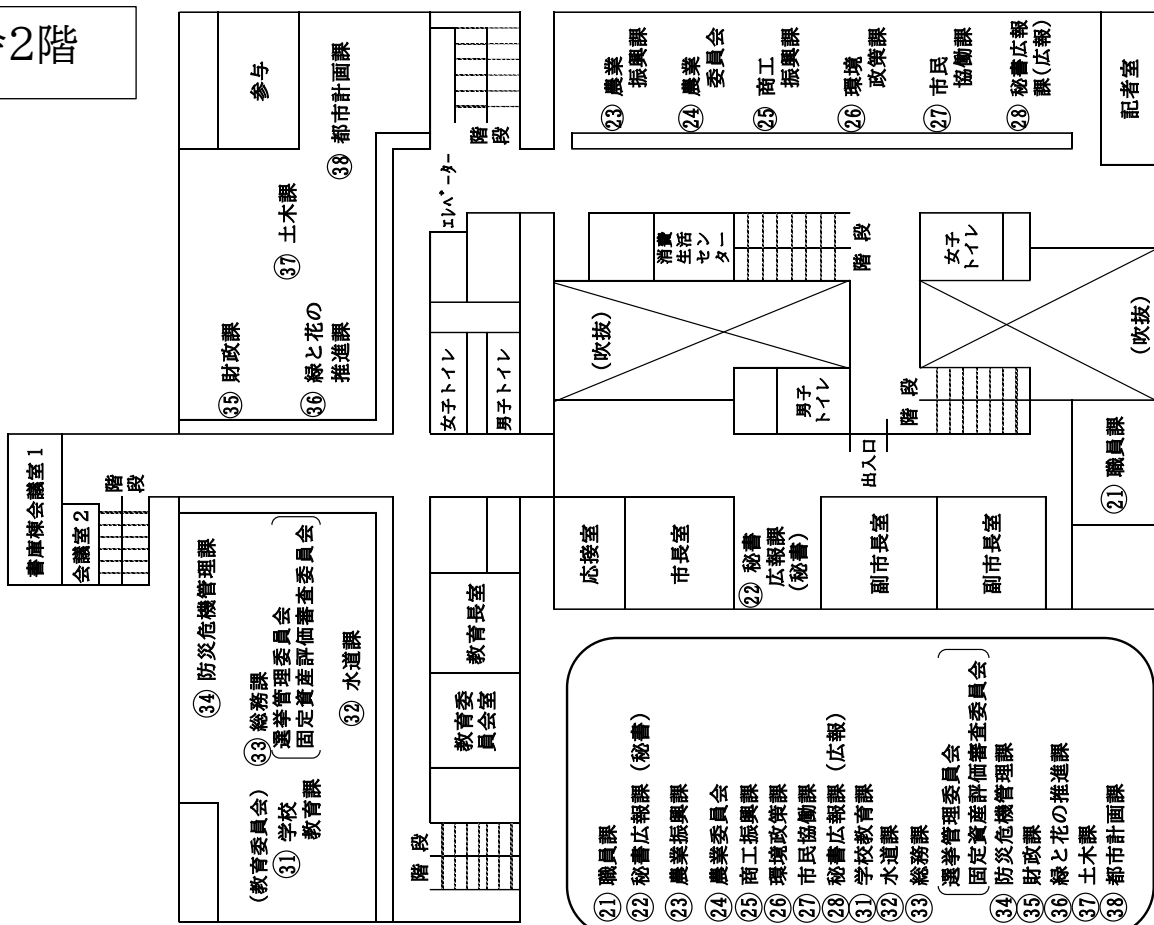
その他、所得証明書等の交付申請手続きを委任したいことがある場合、
どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

6 庁舎案内図

庁舎 1 階



庁舎2階



発行 知多市役所 市民窓口課(市民相談)

〒478-8601 知多市緑町1番地

TEL 0562-33-3151 (代表)

0562-36-2648 (直通)

FAX 0562-32-3255